○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。）	（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。）

イ～チ　［略］	イ～チ　［略］
五の二～十六　［略］	五の二～十六　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○財務省、経済産業省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項及び第二項に規定する業務に関する事項 四　［略］ 五　機構法第十五条第一項第十五号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条に規定する業務に関する事項 六～十一　［略］ **第二条～第十八条**　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十九条に規定する業務に関する事項 四　［略］ 五　機構法第十五条第一項第十五号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条に規定する業務に関する事項 六～十一　［略］ **第二条～第十八条**　［略］